

※点線に沿って切り取り、『2018 REAL PARTNER DIARY』の該当箇所にお貼りください。

P44

(2)空き家に係る譲渡所得の特別控除
平成28年4月1日から平成31年12月31日までに
相続から3年目の12月31日までに、被相続人の居
住していた家屋（マンションを除く。）を相続した
相続人が、当該家屋を取り壊す又は耐震リフォ
ームをするその他一定の条件のもとに売却した
場合には、譲渡益から3,000万円を控除するこ
とができる。

← 70ミリ [原寸大] →

P67 第1号文書

【消費貸借に関する契約書】
(例) 金銭借用証書、金銭消費貸借契約書など
なお、平成26年4月1日から平成30年3月31日
までの間に作成される不動産譲渡契約書に係る
印紙税の税率が軽減される。

← 70ミリ [原寸大] →

P67 第2号文書

【第2号文書】
【請負に関する契約書】
(例) 工事請負契約書、工事注文請書、請負金額
変更契約書など
なお、平成26年4月1日から平成30年3月31日
までの間に作成される建設工事請負契約書に係
る印紙税の税率が軽減される。

← 70ミリ [原寸大] →